

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	四二
○福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	四二
訓 令	四三
○福島県職員服務規程の一部を改正する訓令	四三
告 示	四七
○道路の区域を変更する件	四七
○道路の供用を開始する件二件	四七
○廃川敷地等が生じた件	四七
福島県警察本部	四七
○落札者を決定した件	四六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十五号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(一)中「五、七一四、〇〇〇円」を「六、二八五、〇〇〇円」に改め、同表二の1の(三)中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表三の3の(一)の表中「一八、八〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二四、二〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三五、六〇〇円」に、「四二、八〇〇円」を「四二、五〇〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五三、九〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三一、二〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四〇、

〇、一〇〇円」に、「五六、二〇〇円」を「五五、八〇〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六五、三〇〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八二、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、同表三の3の(二)の表中「八、三〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二五、一〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一九、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「一八、四〇〇円」を「一八、三〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二七、四〇〇円」に改め、同表六の2の(一)中「五九五、〇〇〇円」を「六五五、〇〇〇円」に改め、同表六の2の(二)中「三〇〇、〇〇〇円」を「三一八、〇〇〇円」に改め、同表八の3の(二)中「四、五〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表九の3中「二二五、二〇〇円」を「二二三、八〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七〇、九〇〇円」に改め、同表十二の2中「二三七、九〇〇円」を「二三八、三〇〇円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二二、七〇〇円」を「二三、五〇〇円」に改め、同表一の1の(三)中「一六、三〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表一の1の(四)中「二四、〇〇〇円」を「二四、一〇〇円」に改め、同表一の1の(六)中「二八、二〇〇円」を「二八、九〇〇円」に改め、同表一の1の(七)中「二六、五〇〇円」を「二六、七〇〇円」に改め、同表一の1の(八)中「二六、七〇〇円」を「二八、二〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

訓 令

福島県訓令第十八号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月二十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程（昭和五十二年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
第二十二條第三項を次のように改める。

3 職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号）第八條第六号に規定する子を養育するための計画について申し出ようとする場合は、前項に規定する育児短時間勤務（期間延長）承認請求書に育児短時間勤務計画書（第十七号様式之三）を添えて、所属長を経由して人事総室人事課長に提出しなければならない。

本庁機関
出先機関

第十七号様式を次のように改める。

第17号様式（第22条関係）

（表面）

育児休業（期間延長）承認請求書		
年 月 日		
福島県知事 様		
所属 職員番号 職 氏名		
下記のとおり育児休業（期間延長）の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏名（続柄等）	（ ）
	生年月日	
2 請求の内容 （該当するものに○を付けること。）	ア 育児休業（次に掲げるものを除く） イ 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） ウ 育児休業の期間の最初の延長 エ 育児休業の期間の再度の延長	
3 今回請求する休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に承認を受けた休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 育児休業を必要とする特別の事情等		
6 配偶者	氏 名	
	育児休業の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
7 育児休業の承認（期間の延長）についての所属長の意見	年 月 日	所属長 氏名

(裏面)

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
 - 2 育児休業の請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(戸籍抄本、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)(写しでも可)を添付すること。ただし、承認期間の延長及び非常勤職員が当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い再度の育児休業を請求する場合は、添付の必要がない。
 - 3 「育児休業を必要とする特別の事情等」欄は、「請求の内容」欄でイ又はエに該当する場合及び非常勤職員の1歳6か月に達するまでの子又は2歳に達するまでの子の育児休業の承認の場合には育児休業を必要とする特別の事情を、請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間を記入すること。
 - 4 子の出生前に請求する場合は、「育児休業の請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
 - 5 非常勤職員が当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い再度の育児休業をしようとする場合は、所属、職、氏名及び「育児休業の請求期間」欄及び「既に承認を受けた休業の期間」欄のみ記入すること。
 - 6 「配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月に達するまでの子、1歳6か月に達するまでの子又は2歳に達するまでの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
-

第十七号様式の三を次のように改める。

第17号様式の3 (第22条関係)

育児短時間勤務計画書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 福島県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 所属 職員番号 職 氏名 </div> <p style="margin-top: 20px;">再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、下記のとおり育児短時間勤務の計画について申し出ます。</p>		
1 請求に係る子	氏名(続柄等)	()
	生 年 月 日	
2 請求者の計画	請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	再度の請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 備 考		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 育児短時間勤務承認請求書に添えて提出すること。
- 3 「請求期間」欄は、育児短時間勤務承認請求書の「今回請求する育児短時間勤務の期間」欄に記載した期間を記入すること。
- 4 配偶者が職員である場合は、「備考」欄に配偶者の所属及び職を記入すること。

福島県告示第六百三十四号

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 国見線	相馬郡飯館村草野字本 町一〇番一地从先から 同 郡同 村草野字館 東一〇九番二地先まで	変更前	A 七・五〇 一一・三	三三六・六
	相馬郡飯館村草野字大 谷地一二五番地先から 同 郡同 村草野字館 東二九番地先まで	変更後	B 一〇・八〇 三七・九	五五五・七

(道路計画課)

告 示

附 則

1 この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に提出されている改正前の福島県職員服務規程（以下「旧規程」という。）の様式による請求書等（旧規程第二十二條第三項第一号に該当する場合に提出された第十七号様式の三を除く。）は、それぞれ改正後の福島県職員服務規程の様式による請求書等とみなす。

(人事課)

福島県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	伊達市梁川町字山城館五七番一地从先から 同 市梁川町八幡字江越二二六番一地从先まで	令和四年九月二三日

(道路計画課)

福島県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道丸森梁川線	伊達市梁川町字東塩野川七九番一地从先から 同 市梁川町字東塩野川六一番一地从先まで	令和四年九月二三日

(道路計画課)

福島県告示第六百三十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九條の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年九月二十日

令和四年九月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 河川の名称 二級河川地藏川水系地藏川

福島県警察本部

二 廃川敷地等が生じた年月日 令和四年九月二十日
三 廃川敷地等の位置 上流端 相馬郡新地町今泉字新港七十九番六地先から
下流端 相馬郡新地町今泉字新港百四番地先まで
四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 六、〇九三・四九平方メートル

(河川計画課)

福島県警察本部公告第73号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける自動車保管場所証明電子化システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年9月20日

福島県警察本部長 児嶋洋平

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
自動車保管場所証明電子化システム機器 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 落札者を決定した日
令和4年7月12日
- 落札者の氏名及び住所
N T T ・ T C リース株式会社 東京都港区港南一丁目2番70号
- 落札金額
145,107,600円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年5月31日

(会計課)